

贈与税

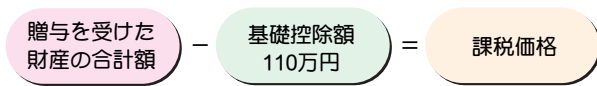
財産をもらったら

1 贈与税のしくみと計算

贈与税は、個人から財産の贈与を受けた場合に、贈与を受けた人が負担する税金です。一定の条件により相続時精算課税を選択することができます。

1 暦年課税制度

1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除の110万円を控除した残額に下記の「贈与税の速算表」を使って贈与税額を計算します。



課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円〳	15%	10万円
400万円〳	20%	25万円
600万円〳	30%	65万円
1,000万円〳	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

<計算方法>

上記の課税価格に税率を掛け、控除額を差し引いた金額が贈与税額です。

例えば、800万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、 $(800万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 151万円$ となります。

2 相続時精算課税制度

65歳以上の親から財産の贈与を受けた推定相続人である20歳以上の子は、相続時精算課税を選択することができます。この制度の贈与税額は、特別控除額2,500万円を超えた部分に一律20%を掛けた金額となります。



*2,500万円 - 前年までに使用した特別控除額

この制度を選択した場合の贈与財産は、相続時に相続財産に加算され、贈与税額を納付した場合は相続税と精算されます。

贈与をする親ごとに暦年課税との選択ができますが、一度相続時精算課税を選択した親からの贈与については、暦年課税に戻ることはできません。

例えば、平成19年にこの制度を選択して1,500万円の贈与を受け、平成21年にさらに1,600万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、

平成19年 $1,500万円 - 1,500万円^* = 0円$ (課税価格)
 特別控除額 2,500万円 > 1,500万円 ∴ 1,500万円*
 繰越分 $2,500万円 - 1,500万円 = 1,000万円^*$
 平成21年 $1,600万円 - 1,000万円^* = 600万円$
 $600万円 \times 20\% = 120万円$ となります。



2 居住用不動産の贈与の特例

居住用不動産およびそれを取得するための金銭の贈与に関しては、次の特例があります。

1 贈与税の配偶者控除

婚姻期間20年以上の配偶者（内縁関係は除く）が居住用不動産又は居住用不動産を購入するための金銭の贈与を受けた場合、贈与税の配偶者控除2,000万円と基礎控除110万円合わせて2,110万円までは贈与税がかかりません。

（不動産取得税、登録免許税などはかかります。）

ただし、次の条件を満たすことが必要です。

- (1) 贈与を受けた年の翌年の3月15日現在実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること
- (2) 必ず贈与税の申告をすること
申告書には次の書類の添付が必要です。

- ① 受贈者の戸籍謄本又は抄本と戸籍の附票の写し
- ② 居住用不動産の登記事項証明書
- ③ 受贈者の住民票の写し

ひとくちメモ

居住用不動産とは

住んでいる家屋（家屋の増築を含む）とその敷地や借地権です。居住用家屋の敷地である土地が贈与された場合も、家屋の所有者が配偶者又は同居の親族であれば居住用不動産となります。

2 住宅取得等資金の贈与

住宅の取得や一定の増改築資金の援助を受けた場合には、次の特例を受けられます。

(1) 相続時精算課税の特例

平成21年12月31日までに、住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、贈与者である親が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

また、翌年の3月15日までに住宅を取得するなどの一定の要件を満たせば、2,500万円の特別控除額に上乗せして1,000万円の住宅資金特別控除額を控除することができます。

この特例を受けるためには、住民票の写しなどを添付した贈与税の期限内申告が必要です。

(2) 住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、20歳以上の方が、両親・祖父母等から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合、最高500万円を通常の控除額に上乗せすることができます。この特例は、**暦年課税でも相続時精算課税でも利用できます。**

暦年課税の場合は最高600万円まで、相続時精算課税の場合は最高4,000万円まで非課税となります。（平成21年6月26日施行）

★計算例★

住宅取得等資金4,100万円の贈与を受け、
相続時精算課税を適用する場合

相続時精算課税の特別控除額 2,500万円	住宅資金特別控除額 1,000万円	時限措置の控除額 500万円	100万円
特別控除後の課税価格			100万円
一律20%の税率			×20%
贈与税額			20万円

（平成21年1月1日から平成21年12月31日までの贈与に適用可能）

★計算例★

住宅取得等資金700万円の贈与を受け、
暦年課税を適用する場合

暦年課税の基礎控除 110万円	時限措置の控除額 500万円	90万円
特別控除後の課税価格		90万円
200万円以下は税率10%		×10%
贈与税額		9万円

（平成21年1月1日から平成22年12月31日までの贈与に適用可能）

3 相続時精算課税制度のまとめ

	一 般	住宅資金の特例
贈与財産	財産一般	住宅取得等資金
贈与者	父母（65歳以上）	父母（年齢制限なし）
受贈者	20歳以上の子 （子が死亡している場合、20歳以上の孫も含む）	同左
選択届出	相続時精算課税選択の届出が必要 ※	同左
申告	期限内申告が必要	同左
利用回数	何回でも可	同左
非課税枠	2,500万円まで	4,000万円 (2,500万円に上乗せ1,000万円+500万円)
税率・計算	非課税枠を超えた部分×一律20%	同左
適用期間	平成15年1月1日以降	平成15年1月1日～平成21年12月31日
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与者、受贈者の年齢は贈与が行われた年の1月1日現在で判断します。 ・いったん相続時精算課税制度を選択した場合は暦年課税制度に戻ることはできません。 	
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ①新築住宅：床面積が50m²以上 ②中古住宅：床面積が50m²以上、かつ、築後20年（耐火建築物25年）以内、又は、平成17年4月1日以降の取得で新耐震基準を満たすもの ③増改築：工事費用が100万円以上で、工事後の床面積が50m²以上のもの 	
贈与者が死亡した場合	贈与を受けた資金は相続財産に加算され、相続税の課税対象になります。	同左

☆その他複雑な要件もあります。※詳しくは税理士にご相談ください。

(注) 中小企業オーナー経営者が、自社株式を後継者である子供に贈与した場合に、要件を満たせば相続時精算課税を選択することができました。この制度は、平成21年3月31日で廃止されましたが、一定の場合には贈与時の時価で相続財産に合算して相続税額を計算することができます。

4 非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の創設

平成21年4月1日以後の贈与から「非上場株式等についての贈与税の納税猶予」が導入されました。

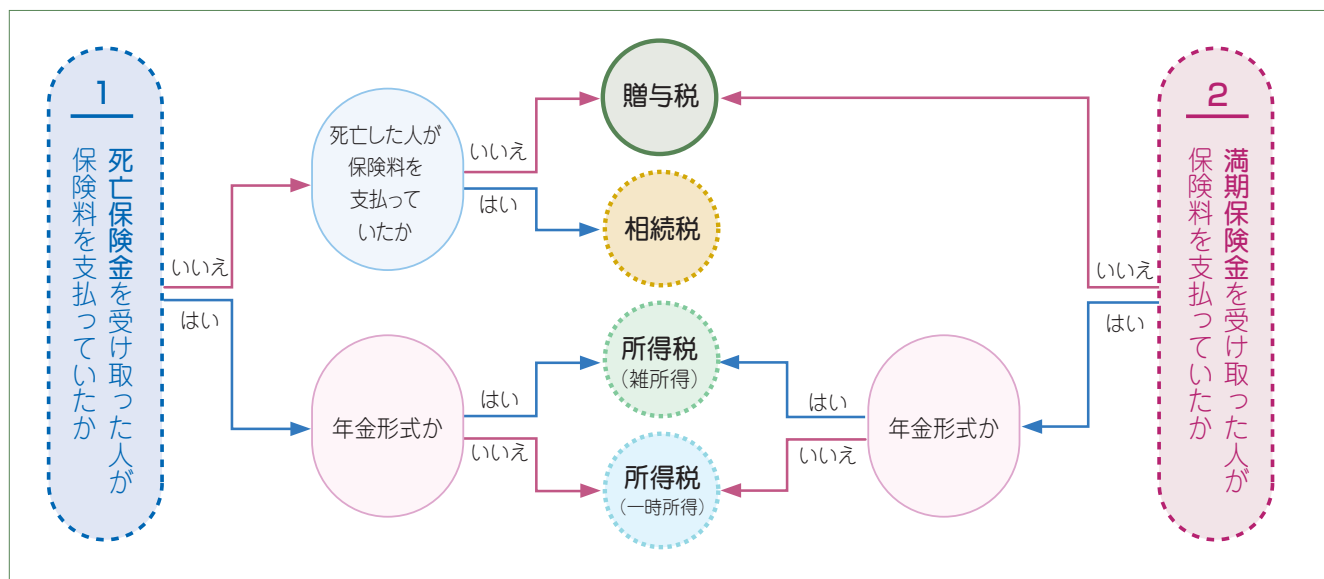
この制度は、後継者が一定の中小企業の代表者であった先代経営者から贈与によりその保有株式等の全部を取得した場合には、その株式等に係る贈与税額の全額が猶予されるものです。経済産業大臣の認定等を受けることが前提条件となっています。

手続きなどが複雑なため、詳しくは税理士にご相談ください。

5 生命保険金と贈与税

生命保険金の受取人には、契約内容により種類の異なる税金がかかります。

贈与税の対象になるのは、保険料支払人と受取人が異なる場合で、受け取った額が基礎控除 110 万円を超えるとき贈与税がかかります。



6 離婚に伴う財産分与と慰謝料

離婚して、相手方から慰謝料や財産をもらった場合（財産分与）には、通常贈与税はかかりません。

財産分与や慰謝料が、現金ではなく土地や建物などの不動産で支払われた場合には、その不動産をもらった者には税金がかかりません。しかし、支払った者にはその不動産の譲渡があったものとして所得税と住民税がかかる場合があります。

Q 夫と離婚を考えています。厚生年金分割制度ができたと聞きましたが、贈与税はかかりますか？

A 平成 19 年 4 月から施行された「厚生年金分割制度」では、夫婦間の協議、裁判手続で保険料納付記録の分割が行われた場合、原則として贈与税はかかりません。

7 申告と納税

贈与税は財産をもらった年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに申告をし、納税します。

贈与税が 10 万円を超えていて一時に納めることが困難なときは、5 年以内の年賦延納ができます。ただし、その場合には利子税がかかり、また、担保が必要になる場合がありますので注意してください。

贈与税の計算や申告はもちろん、相続時精算課税の選択、贈与税の納税猶予については、相続税に深い関わりがあります。
※詳しくは税理士にご相談ください。